

三次市立小中学校のあり方に関する基本方針策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、「みよし学びの共創プラン」に基づき、児童生徒一人ひとりにより豊かな教育環境を保障していくことをめざす三次市立小中学校のあり方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定するに当たり、市民、教育に関する識見を有する者等の意見を反映させるため、三次市立小中学校のあり方に関する基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本方針素案の策定
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本方針の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 学校関係者
- (5) 各種団体等の代表者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から基本方針策定の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、会長が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、非公開とすることができる。

(1) 個人に関する情報を扱うとき。

(2) 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を扱うとき。

(3) 公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとき。

(4) その他、公開に適さないと会長が認めるとき。

(資料及び会議録の公開)

第8条 委員会の資料及び会議録は、原則として公開とする。ただし、会長が前条各号に掲げる情報等が含まれると認めるときは、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(報償費)

第9条 委員が委員会の会議に出席した時は、三次市報償費支払基準に基づき報償費を支給する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

（最初の会議）

2 この告示の施行の日以後、最初に開催される会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

（三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱の廃止）

3 三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱（平成 2 1 年三次市教育委員会告示第 2 3 号）は、廃止する。